

『トリチクふれんどカード会員規約』(2024年11月改正)

第1条 【トリチクふれんどカード会員】

1. トリチクふれんどカード会員（以下「会員」という）とは、本規約をご承認の上、鳥取県畜産農業協同組合（以下「当組合」という）が発行するポイントカードをご利用のお客さまをいいます。
2. ふれんどカードのご利用は、カードにご署名された本人のみご利用でき、他人への貸与・譲渡はできません。
3. ふれんどカードに付帯する各種サービス等の会員特典も同様とします。
4. カード提示がない場合、会員であっても特典を受けることができません。

第2条 【スタンプの発行】

1. スタンプは当組合の直売所（わかば店、つのい店、生鮮館直売所、わったいな直売所、アスパル店精肉直売所）及び戸配（引取含む）でのご利用金額1,000円ごとに1個スタンプします。
2. わかば店、つのい店では、代金をお支払いいただいた際レジにてスタンプします。
3. その他の直売所（生鮮館直売所、わったいな肉工房、アスパル店精肉直売所）では、ご購入予定商品を先に対面売場へお持ちいただき、その場で金額計算し1,000円ごとに1個スタンプします。その後レジで精算ください。
4. 戸配ご利用の場合は代金をお支払いいただく際にスタンプします。
5. わかば店、つのい店では、ご利用の際カード忘れの場合、後日レシートをご持参いただき、レシート1枚ごとのご利用金額でスタンプします。
6. その他の直売所（生鮮館直売所、わったいな肉工房、アスパル店精肉直売所）では、カード忘れを伝えていただき、お買い上げレシートに印を押します。後日、レシートを持参いただき、1枚ごとのご利用金額でスタンプします。

第3条 【スタンプ対象商品】

1. スタンプの購入金額対象商品は、以下の通りです。
2. わかば店・つのい店は店内商品が対象です。
3. 戸配（引取含む）はご利用商品が対象です。
4. 生鮮館直売所・わったいな肉工房・アスパル店精肉直売所は当組合の直売所で販売する商品のみ対象です。

第4条 【満点カードの利用】

1. スタンプが満点になったカードは、以下の方法でご利用いただけます。
2. わかば店・つのい店では次回以降のご利用時にレジでお支払の際、カードと引き換えに鳥畜製品ご利用金額から値引きします。
3. 値引き金額は、ゴールドカード（スタンプ100個）税込1,000円、プラチナカード（スタンプ50個）税込1,000円です。
4. 生鮮館直売所、わったいな肉工房、アスパル店精肉直売所では次回以降のご利用時、対面売場でカードと引き換えに購入予定商品から第4条3項相当の金額を値引きします。
5. 戸配（引取含む）では次回以降のご利用時に代金お支払いの際、カードと引き換えに第4条3項相当の金額を値引きします。

第5条 【値引き対象商品】

1. 値引きできる鳥畜製品は以下の通りです。
2. 精肉商品、鳥畜の惣菜（冷蔵・冷凍・揚げ）、鳥畜オリジナルレトルトカレー、焼肉のたれ・ホルモンのたれ、とりちくだより等チラシ掲載商品。
3. 野菜・ハムなどの加工肉・鳥畜以外のメーカー品など、上記2. 以外の商品は対象外です。

第6条 【カードの有効期限】

1. スタンプが満点でないカードの有効期限はありません。
2. スタンプが満点になったカードは満点になった日から3カ月間が値引きの有効期限です。

第7条 【カードのランクアップ】

1. ゴールドカードが1年以内に満点（スタンプ100個）になると申し込み用紙に住所、氏名等を記入していただき、プラチナカードへランクアップします。申し込みいただかない場合、ランクアップの対象にはなりません。

第8条 【特典】

1. 特典付与は、申し込み用紙にご記入をいただき、プラチナカード会員にランクアップして1ヶ月後からになります。

第9条 【カードの紛失・盗難及び再発行】

1. カードの紛失・盗難につきましては、当組合は一切責任を負いません。また、カードに残ったスタンプポイントの保証もできません。
2. カードの再発行は最寄りの直売所または事務局で承ります。ゴールドカード会員は、新たなゴールドカードで再発行、プラチナカード会員はご本人確認のため氏名・住所・電話番号をお伺い後、会員台帳にて確認できた枚数で発行いたします。この際、いずれも旧カードのポイントは保証できません。

第10条 【届出事項の変更】

1. プラチナカード会員は、氏名・住所・電話番号などに変更があった場合は速やかにカード記載の事務局までお申し出ください。

第11条 【会員資格の喪失】

1. 会員はカード返却によりいつでも退会することができます。
2. 会員が本規約に違反したり当組合が会員として不適当と認めた場合、当組合はいつでも会員資格を喪失させることができるものとします。
3. 第10条第1項に基づく届出がなく、会員に連絡が取れなくなった場合は当該会員の同意なく会員資格を喪失させることがあります。

第12条 【ダイレクトメールの送付】

1. 当組合はプラチナカード会員に対し、各種特典やお買得情報などのダイレクトメール、ハガキ等を送付することがあります。
2. 毎年度末日より過去2年間新たにプラチナカード更新がない方や宛先ご不在のため郵便物が返送される場合、各種特典ハガキ等の郵送を停止します。

第13条 【会員情報の管理】

1. プラチナカード会員登録時に提供を受けた個人情報は、当組合が厳重に管理します。
2. 提供いただいた個人情報は第三者に提供するなどの利用は使用いたしません。

第14条 【規約の変更】

1. 本規約の変更、追加は30日前から予告することとし、直売所店内及びホームページ等で行うものとします。

第15条 【お問合せ窓口】

1. 会員規約の内容等に関するお問合せ窓口
当組合会員事務局 フリーダイヤル：0120-18-4129
受付時間：9時～17時（土日、年末年始休み）